

平成16年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成16年3月8日（月曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（22名）

議長	中西勇夫	君
副議長	吉田栄	君
1番	吉岡文子	君
2番	広島雄偉	君
3番	五十嵐聡	君
4番	白木優志	君
5番	小関勝教	君
6番	福庄計夫	君
7番	土井敏興	君
8番	谷内八重子	君
9番	長谷川吉春	君
10番	米田良克	君
11番	古関充康	君
12番	矢部正義	君
13番	谷村孝一	君
14番	川本政芳	君
15番	内馬場克康	君
16番	本郷幸治	君
18番	紫藤政則	君
19番	荘司光雄	君
20番	林国夫	君
22番	長岡正勝	君

◎出席説明員

市長 井坂紘一郎 君
助役 田渕明信 君
企画財政部長事務取扱
収入役 伊藤順一 君
総務部長 五十嵐義昌 君
市民部長 三谷純一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長

板東知文 君
経済部長 天野修二 君
建設部長 酒巻進 君
水道部長 加藤誠 君
市立美唄病院事務局長

堀川泰雄 君
消防長 佐藤賢治 君
総務部総務課長 奥山隆司 君
総務部総務課長補佐 佐藤裕子 君

教育委員会委員長 藤井忠一 君
教育委員会教育長 村上忠雄 君
教育委員会教育部長 吉田讓 君

選挙管理委員会委員長

熊野宗男 君

選挙管理委員会事務局長

稲村秀樹 君

農業委員会会長 西舘隆志 君
農業委員会事務局長 遠藤等 君

監査委員 佐藤昭雄 君
監査事務局長 松本慶春 君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津敬一 君

次 長 和 田 友 子 君
総 務 係 長 村 橋 広 基 君

午前10時00分 開議

●議長中西勇夫君 これより本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。

収入役伊藤順一君は、公務のため午前中欠席いたします。

●議長中西勇夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

5 番 小関勝教君

6 番 福庄計夫君

を指名いたします。

●議長中西勇夫君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

20番林 国夫君。

●20番林 国夫君（登壇） 平成16年第1回定例市議会に当たり、大綱3点について市長に質問いたします。

大綱の1点目は、自立プランについてお伺いいたします。昨年6月空知中央地域任意合併協議会が立ち上がり、合併の是非について協議や検討を重ねて、新市将来構想ダイジェスト版や、美唄市としては自立のシナリオを作成し、本市の将来的な見通しなどの資料が全戸に配布され、合併の是非の参考資料として市民アンケートやまちづくり地区懇談会などで説明会を開催されました。こうした中であって、市民説明会、市民アンケートの結果

をとらまえた中で、昨年の12月に市長は自立の表明をされました。6市町村での法定協議会に参加をしないとのことを正式に表明されたわけであります。平成16年度市政執行方針では、16年度は美唄市自立のシナリオを実施に移す初年度であり、「自立元年」となる重要な年でありますと述べております。

そこで、1点目は自立プランと16年度の行財政の執行計画についてお尋ねいたします。美唄市の自立のシナリオで示された本市の財政の見通しでは、市税収納などの自主財源が少ないため、国からの交付金である地方交付税に依存しており、さらには景気低迷による市税の減収、人口の減少に伴う地方交付税の減額など、財政運営は一層厳しい状況になるとしながらも、自立のための取り組みをする場合については、行政改革や経費の削減、市民負担などにより平成24年には黒字に転換し、財政的には自立ができる。平成32年には、歳入歳出のバランスでは累積では26億円の黒字となるとの推計のシナリオでありました。

しかし、2月14日の新聞で報道されました記事では、自立プランの見直し必至との見出しでありました。2005年から2020年までに地方交付税が3割減るとの試算に対し、毎年2%ほど減る計算であったが、政府議決決定は6.5%に決まり、また交付税の不足分を補うための臨時財政対策債の発行も減るため、実質的には12%もの減額であり、当初のシミュレーションの意味がなくなってしまったと。そうした中で、自立プランは見直しを余儀なくされたと記載されておりましたが、私は昨年出されました自立のシナリオ

は、市町村合併の是非を判断するための重要な参考資料であったと思っております。

また、全戸に配布された市民の皆さんも、合併問題に対する判断材料として参考にされたと考えております。こうした中で、私はさきに述べましたように、財政の見通しの推計が非常に甘かったのではないかと感じております。そのため平成16年度の予算の執行に大きな影響をもたらし、基金の繰り入れや債務負担行為の繰り延べなど、財政調整を行い収支均衡を図っていますが、一方では補助金の削減や市民サービスの条例の廃止など、市民に対するサービスの低下、市民負担の増加が予想されます。自立のシナリオで示された内容と、16年度の執行されます計画に大きな誤差を生じたわけであります。

私は、市民の皆さんが市町村合併の判断材料とされた財政の見通しが大きな判断材料の1つでなかったかと思っております。しかし、2月14日の新聞の記事では、今年の合併の是非の判断材料であった財政の見通しに疑問を感じさせるような記事に思われるわけであります。私は、市長が執行方針で申しておりますように、いまから市長が中心として市役所と市民が力を合わせ、協働の意を持って美唄を守っていかなければならない時期と考えております。

そこで、お聞きいたします。自立のシナリオを作成した時点と財政推計が大きく変わったことに対して、市民に説明をする責任があると思いますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

また、自立プランの見直しについてもあわせてお伺いをいたします。

2点目は、職員の早期退職制度導入についてお伺いいたします。市長は、市政執行方針では行政組織をさらに簡素で効率的なものにするために、「小さな市役所」を目指し、組織機構の見直しやグループ制を導入するとともに、施設の統廃合や事務事業の見直し、一層の行政改革を推進していくと述べられておりますが、自立のシナリオでは平成32年までに100人を削減するとの計画であります。16年間で100名の削減であり、過去10年の削減よりも少ない数であります。私は、自立に向かっては長期的な見通しでなく、短期的な見通しが必要でないかと考えております。

一方では、一般職の新規採用については2002年、3年に対しては採用はしておりません。そして、2004年から6年までは採用しないとの計画も出ておりましたが、将来的に見たときに6年間の新規採用がない場合を考えますと、職員のバランスが損なわれるのではないかと思いますし、新陳代謝が損なわれるのではないかと思います。このようなことを避けるために、滝川市で実施されておりますようであります。早期退職者制度導入についてであります。滝川市では、早期退職希望者が18名の申請があったようであります。本市においても、早期退職希望者制度の導入について検討してはいかがでしょうかと考えております。それは、職員制度などの関連や職員間の調査や説明も必要かと思っておりますが、早期希望退職者制度を導入することによって職員中に早期退職希望者が出るとすれば、そこに新規採用も可能となると考えます。

そのことが、将来的にも職員の年齢的なバランスや新陳代謝が促進されることにつながると思いますが、どのように考えているかお伺いいたします。

大綱の２点目は、市税等の対策についてお伺いいたします。長引く不況や経済状況の低迷、公共事業の削減、失業者の増加に伴い、市税などの収納率の低下が続く中、自主財源である市税などの徴収、収納確保が大きな課題であります。今日まで、一般質問あるいは予決算特別委員会等でも議論されておりますが、昨年市税などの収納特別対策本部を設置し、管理職によって本年度の課税分の未納宅を訪問し、支払いの催告を実施されたようではありますが、お伺いいたします。

１つには、その成果についてお伺いいたします。

２つには、未納者と接触したときの感触はどのような感じであったのか。

３つには、平成１５年度の収納率の状況、滞納者の職業別の分類についてはどうなっているのか。

４つには、徴収委託職員の実績と今後の収納率の向上対策についてお伺いいたします。

３点目は、環境行政についてお尋ねいたします。「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」が１２月１日に施行されました。空き缶やペットボトルの散乱の防止が快適な生活環境を確保する上で必要であることにかんがみ、道民、事業者、土地占有者等、市町村及び道が一体となって空き缶等の散乱を防止することにより、本道の実観の保持及び資源の循環的な利用を推進するとともに、公共の場所における喫煙を制限するための条例であ

りますとあります。

そこで、本市においてポイ捨て条例の制定についてお伺いいたします。私も一般質問で発言をしてきておりますが、不法投棄や空き缶、ペットボトルなどのポイ捨てが市内各地で目についております。特に農村地帯の防風林沿い、道路や道路排水、路肩に多く、道路の草刈りの障害となったり、景観が損なわれております。本市は、宮島沼、アルテピアッツァ美唄、交流拠点施設等に地方から多くの人が訪れてきております。本日の新聞にもありましたが、ゆ〜りん館には８０日間で１０万人も来たとされておりまして。こうした観点から、行政や市民は１人ひとりが環境に対する意識の向上が大切であると考えます。まちの景観をよくするためにも、空き缶などの散乱防止に関する、あるいはふん害に対する条例の制定が必要と考えますが、市長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 林議員の質問にお答えをします。

初めに、自立のシナリオにおける財政推計についてでございますけれども、この推計における地方交付税の積算に当たりましては、空知中央地域任意合併協議会の検討結果をもとに試算をさせていただいたところでございます。しかしながら、国から示された平成１６年度地方財政対策による地方交付税は、臨時財政対策債を含め予想をはるかに上回る大変厳しい減少率となっており、自立のシナリオとの間に大きな乖離が生じたところでございます。このため今後におきましては、平成１６年度予算に基づく新しい財政推計を反映

した自立推進計画を作成して、まちづくり地区懇談会などを通じ、これまでの経過と今後の見通し及び取り組みについて、市民の皆様にご説明をさせていただきたいと思っております。

次に、早期希望退職者制度の導入についてでございますが、美唄市が今後自立の道を歩むに当たっては、組織のスリム化や新陳代謝の促進による組織の活性化を図る必要があり、この制度の導入に当たっては、現在の勧奨退職制度とは別に、時限的な優遇措置について検討しているところでございます。

次に、市税の収納強化についてでございますけれども、市税は重要な自主財源であり、収納率の向上を図るため昨年12月に市税等収納特別対策本部を設置いたしまして、管理職64名を動員し、2週間にわたり平成15年度分の市税等の未納者274名を対象として戸別訪問を実施いたしました。その結果、3月1日現在で全額納入をしていただいた方が118名、一部納入者が45名、年度内に納入を約束していただいた方が59名、不在等が52名となっております。この戸別訪問によって、8割を超える方たちに納税に関する理解をいただくなど、一定の成果を得たものと承知をしており、また全額納入が難しい方に対しては、現在担当窓口において分割納入を勧めるなどの納税相談を行っているところでございます。

次に、平成15年度の市税の収納率につきまして、1月末現在79.1%で、対前年度比で0.9%の減となっておりますが、残された期間で前年収納率を下回ることのないよう、もっともっと収納率を上げるよう努めてまい

りたいと考えております。

次に、滞納者の職業別状況につきましては、市民税の滞納者は1,342名で、内訳は給与所得者55.8%、営業所得者8.1%、年金所得者4.6%、農業所得者0.1%、その他31.4%となっております。

次に、徴収嘱託員につきましては4名の職員を配置し、滞納世帯に対し、主に夜間徴収を担当していただいております。年間8,000万円強の市税の収納をしていただいております。今後におきましては、収納率向上を図るため、昨年設置をいたしました市税等収納特別対策本部を中心に、管理職による戸別訪問を継続して取り組むほか、収納体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

最後に、ポイ捨て防止条例等の制定についてでございますが、環境美化については、これまでも衛生協力会などの協力を得ながら、全市一斉清掃やクリーン作戦などの実施、あるいは広報紙や折り込みチラシによる啓発活動を行ってきております。

また、昨年12月には北海道全域を対象に、空き缶等の散乱防止と北海道の美観の保持を目的とした「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」が制定され、2月には基本方針が示されたところでございます。

市としては、当面は道条例による空き缶等の投げ捨て禁止や罰則規定について市民に周知啓発を行い環境美化に努めるとともに、市の条例の制定につきましても検討してまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 20番林 国夫君。

●20番林 国夫君 自席から再質問をさせていただきます。

ただいまの市長の答弁によりまして、この自立の計画につきましては、これから新しい形の中で取り組みについて市民に説明をすると、このことにつきましては、この自立につきまして私は、美唄かつてない市民の決断がされた時期だと思います。まして財政が非常に厳しい中にあって、自立に向かう中でやはり市民に誤解のないような、あるいは市民にこのことをきちっと意識をしてもらう、そのことでないと役所がどんな動き方をしても、市民に理解を示していただかないと、なかなか自立に向かっても困難きわまりないんでないかというふうに考えるわけです。

そんな観点から申し上げまして、市民に対しては市民のまず自立に向かってのご理解をしていただく、認識をしていただくことがやはり大きな課題だと思います。ただいま言われておりますように、財政が厳しい中にあっては、やはり市民のサービスあるいは市民の意向というものがなかなかサービスにこたえられない時期があるんでないかと思います。そんなことも、やはりいち早く市民に理解を求めていかなければならない大きな課題でないかというふうに考えておりますので、その辺につきまして再度市長の考え方をお聞きしたいと思います。

それから次に、ポイ捨て条例の件であります。私の調査した中では北海道でいま30の市町村がポイ捨て条例を制定しております。それにつきましては、まちよっての特性をいかしながら、そのまちに合った条例を制定しているわけでございます。ポイ捨て条例の中には、函館ではごみの散乱防止に関する条例、それから旭川市ではごみのポイ捨て禁止

条例、それから近くの夕張では都市景観条例と、あるいは網走ではポイ捨てゼロ条例、それから黒松内町ではごみポイ捨て及びふん害の防止に関する条例、似たようなので追分町では空き缶等のポイ捨て及びペットのふん放置防止条例、さまざまな形で取り組んでいるわけです。

特に美唄は、先ほど申しましたように、いま観光が1つの形で美唄としてもこれからの大きな課題になってくると思うのです。他市からいろいろこれから人が見えるわけですし、先ほども申し上げましたように交流館を拠点として、やはり美唄にも各地からいろんな人が見えると思います。そんな中で、美唄の景観については、市民1人ひとりがやはりそういった認識を高めていかなければならないと思いますし、また一方では道がいま条例を制定したわけですが、これは道として道全体にする問題でありまして、それは我々も道民でありますから、その条例には従わなきゃならないわけでございますが、でも美唄のまちとして、こういう条例を制定することによって、市民1人ひとりがやはり美唄の景観を守っていくと、こういう認識が高まると思うのです。そんなことから、やはり美唄としてこの条例の制定をするべきでないかというふうに私は考えているわけです。その辺について、再度考え方をお聞かせいただきたいと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 林議員の再質問にお答えいたします。

初めに、自立に関連しまして財政状況の大きな変化という形で、市民への説明責任でございますけれども、当然市政執行方針でも申

し上げておりますけれども、これから自立をしていくために、市民の皆さんに一定の負担、痛みを分かち合っていただかなければならないということもございます。そういう形で、先ほど申し上げましたけれども、今後におきましてまちづくり地区懇談会、それからまた広報紙等で最新の情報を提供するなど、しっかりと市民の皆様に説明責任を果たし、そして市民の皆さんの理解を得るように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、ポイ捨て防止条例に関連してでございますけれども、いま議員からご指摘ございましたように、道として条例が制定をされました。その部分では、当然市町村としての責務というのが出てきていますけれども、すでに道内、議員からのご指摘のように、自治体で条例を制定をしているところもございますので、その条例の内容だとか、あるいはそのモラルを高めるための具体的な内容等の取り組み状況などを十分調査、研究してまいりたいと考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君（登壇） 2004年第1回定例市議会に当たり、財政の現状と課題、ごみ処理行政、入札・契約制度改革、人事行政の大綱4点について、それぞれ市長にお伺いいたします。

大綱1点は、財政の現状と課題についてであります。最初は、今日の財政危機を招いた要因についてお伺いいたします。昨年9月の第3回定例会で市長は、国の経済対策に積極的に対応したことによる公債費の増大、市税

の落ち込み、交付税の減少、産炭法失効による影響が考えられると答弁されました。しかし、私の質問にある責任の所在については、さらりとかわされてしまいました。改めてお聞きいたします。今日の財政危機を招いた要因と背景、そして責任の所在について、政策決定あるいは財政運営上問題はなかったのかご答弁ください。

2つは、04年度予算編成の基本的な問題点についてお伺いいたします。その1つは、三位一体改革による影響についてであります。国は、04年度予算のポイントとして、年金制度、医療制度とともに国と地方の三位一体改革を具現化しました。三位一体改革とは、国から地方に渡す補助金の削減と、国の税収を地方に移す税源移譲、国が地方に配分する地方交付税改革の3つを同時に進める税財政改革で、地方の自立を目指すとともに、国から地方への支出を減らし、国、地方の財政とともに健全化するねらいがあると言われております。政府は、04年度までに4兆円の補助金を削減し、見返りにその8ないし10割程度の財源を地方に移し、あわせて地方交付税改革を進める目標を立てています。しかし、政府の改革はかけ声だけがむなしく響き、地方の現実の姿は悲鳴に近いものがあります。特にそのしわ寄せは、財政力が乏しく依存財政の比率の高い美唄をはじめとする旧産炭地や過疎地を直撃し、自主的に赤字予算を計上せざるを得ない自治体が続出しています。

そこで、伺いますが、美唄市の予算編成過程で、どんな国庫支出金がどれだけ減額され、国が言う一般財源化、つまり地方交付税の措置としてどう計上しているのか。

次に、地方交付税と一体の臨時財政対策債、いわゆる赤字地方債は実質どれだけ減額されると見込んでいるか。

そして、税源移譲分として計上されている所得譲与税5,200万円をかげんするとどうなるのか、つまり国の言う三位一体改革による影響について具体的にお答えください。

2つは、北海道の財政立て直しプランによる影響についてであります。北海道の財政状況は、5兆3,000億円の道債残高を抱え、このまま行けば05年度には財政再建団体に転落するとしています。そして、北海道はこの夏までに、北海道財政立て直しプランを策定すると伝えられています。このため04年度予算は、赤字解消最優先となり、三位一体改革による1,730億円の財源捻出のため、道単独のハード・ソフト事業の大幅な削減が予定されています。これが立て直しプランにより、04年度の美唄市財政にどんな影響があるかとお答えください。

3つは、財源調整について伺います。市長は、市政執行方針の中で、予算編成に当たっては大幅な支出削減を行いました、収入の落ち込みが想像を上回るものであったことから、基金の繰り入れや債務負担行為の繰り延べなどの財源調整を行い、収支均衡を図ったと述べられました。私の記憶では、市政執行方針で財源調整を行ったとの表記は初めてで、実質的に赤字予算を計上せざるを得ない美唄市財政の実態を明らかにして、市民の皆さんと情報を共有するという姿勢であり、評価できるものだと考えています。沖縄県の平良市は、赤字予算案の内示に追い込まれましたが、予算編成のルールにある各会計年度における

歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない。つまり歳入歳出予算の累計額は、差引きゼロにしなければならないとの地方自治法の規定に違反するとする国や県の指摘を受けて、行政能力の強化と称して市税の滞納対策を強化することにより、赤字予算を回避したと伝えられています。美唄市は、赤字予算の回避策としてどのような財源調整を行ったのか、その具体的内容についてお答えください。

4つは、市民の暮らしに及ぼす影響についてであります。市民負担増や行政サービスの低下、公の施設利用の制限等の内容について具体的にお答えください。

大綱2点目は、ごみ処理行政についてであります。最初は、最終処分場の建設計画について伺います。03年度中に定める基本計画や、庁内検討委員会における検討結果としての埋立最終処分場の発注方式はどうになりましたか。PFIで行うのか、公共事業方式で行うのか、選択の理由を含めてお答えください。

2つ、事業規模や年度別事業費はどう予定されていますか、あわせてお答えください。

次は、家庭から出る一般廃棄物の有料化について伺います。昨年12月の私の質問に対し、市長は有料化には処理負担の軽減に加え、排出抑制や環境負荷の軽減にもつながるので、市民説明を十分に行い、理解と協力を得て実施したいと、有料化の方向を明らかにいたしました。有料化はいつから実施しますか、市民負担はどの程度考えていますか、どのような合意形成を図っていきますか、タイムスケジュールを含めてそれぞれお答えください。

3つは、広域協議結果について伺います。

昨年１２月からことしの１月にかけて協議された事務レベルやトップレベルによる「南空知地域ごみ処理広域化検討協議会」における可燃ごみ、生ごみの処理方法や施設整備のタイムスケジュールについてそれぞれお示しください。

大綱３点目は、入札・契約制度改革についてであります。最初は、取り組みの現状について伺います。入札・契約制度については、政官業のトライアングル構造からくる不正や官制談合、業者間談合社会を変えるために、国や地方自治体でさまざまな試みがなされています。私も議会議論を通じて、今日まで何点か指摘をしてきました。具体的には、予定価格の事前公表、建設業退職者共済証紙貼付の実効性確保、役務の提供型委託契約への最低制限価格の導入、公正労働確保のための高契約制度の導入、政策入札制度の確立などがそれです。市としても庁内に検討委員会を設けて、契約手続きの競争性、透明性、公平性をより高めるための改善に取り組まれていると承知をしていますが、以下お尋ねいたします。

１つは、今日までどのような検討を重ね、どの点が改善されたのか、その内容について。

２つは、工事または製造の請負に係る入札方法別の入札件数と契約額の総額の推移について、あわせて平均落札率と予定価格と落札額との入札差額、入札差金の推移について。把握できる空知管内他都市との比較を含めてそれぞれお答えください。

次に、総合評価型入札制度の導入について伺います。１９９９年、平成１１年２月、地方自治法施行令第１６７条の１０の２の一部

が改正され、価格その他の条件が当該地方公共団体にとって、最も有利なものをもって申し込みをしたものを落札者とするができることとされました。このことは、落札が価格のみで決定する、いわゆる自動落札方式から価格と価格以外の幾つかの要素を総合的に評価し、発注者にとって最も有利なものを落札者とする入札方式を取り入れることができるとするもので、入札のメリットとして談合に対する防止効果と公正労働条件確保、むやみな低価格競争に対しても有効であると言われて

います。

美唄市は、福祉・環境・交流を柱にしたまちづくりを進めています。目指すまちづくりのため、契約の相手となる業者がさまざまな社会的価値を配慮しているかどうかを業者の選定基準に組み入れることが必要になるのではないのでしょうか。たとえばその業者がＩＳＯ１４０００シリーズの認証取得と環境への配慮を行っているか、障害者雇用など福祉にも配慮しているか、男女共同参画を進めているか、雇用者として公正労働基準を適正に維持しているかといった点にも着目し、業者の選定に際して、これらに配慮する企業には有利に、配慮を怠っている企業には不利になるようにすれば、広く地域に対し、これらの社会的価値の追求を促す効果が期待できるのではないのでしょうか。これらの環境、福祉、男女共同参画、公正労働条件などの価値は行政が政策、施策、事務事業を通じて追求すべき政策目的と言えるものだと考えます。この政策目的を追求するための手段として、総合評価型入札を使えるのではないのでしょうか。

そこで、伺いますが、総合評価型入札につ

いての市長の基本的認識と、美唄市の入札契約制度に取り入れる考えはないか、今後の方向についてお答えください。

入札・契約制度改革の3つ目は、指定管理者制度の導入についてお尋ねいたします。昨年6月に公布された地方自治法第244条の2第3項等の一部改正により、公の施設の管理について、いわゆる第3セクターや公共団体、公共的団体に限定されていた委託先が、法人その他の団体で自治体が指定するものを指定管理者として、その指定管理者に公の施設の管理を行わせることができるようになりました。改正自治法は、政令により昨年9月2日に施行され、旧法の規定で管理の委託を行っている公の施設については、改正法施行後3年以内、06年、平成18年9月1日までに条例整備、すなわち指定の手続きを定めた条例を定め、その条例に従い個々の指定管理者を議会の議決を経て期間を定めて指定するなど、行う必要があるとされています。つまり指定管理者制度の移行には、3カ年の経過措置が設けられています。公の施設の管理を代行する指定管理者制度が成立した背景に、自治体の財政難と経営効率化の観点から、民活の導入、アウトソーシングを進めるために、地域再生法を先取りする形で制度改革が求められてきました。今後の公の施設の管理は、個別法の規定の範囲内で自治体の判断により、法人その他の団体にゆだねることが可能となり、団体であれば法人の資格の有無等関係なく、民間事業者から市民団体まで対象とすることができると解されています。

さて、市長はこれが指定管理者制度についてどのような基本的認識を持ち、06年9月

1日までの経過措置まで、どのようなタイムスケジュールで移行しようとしているのかお答えください。

また、この制度の対象となる公の施設の管理を行っている業務件数と委託料の総額について、把握されている範囲で結構ですからお答えください。私は、いかに制度改革とはいえ、整理しなければならない課題が多く、緊急性が伴うものの、より慎重さが求められると考えています。

大綱4点目は、人事行政についてであります。その1つは、グループ制導入の目的と効果についてお尋ねいたします。グループ制については、昨年市町村合併問題等調査特別委員会に提出された資料、美唄の自立を目指すための基本方向に、小さな市役所を目指すその中で、部制の縮小とともにグループ制の導入が記載されています。

また、2月28日の北海道新聞に、本年4月1日に実施すると報道されていました。グループ制は、従来の縦割り行政組織の弊害の排除、柔軟に機能する組織、効率的な業務の執行、組織の簡素化、フラット化などのねらいがあると言われ、他自治体に先進事例が多くあります。私は、進める方向に異を唱えるつもりはありませんが、今日まで庁内議論、労使議論、市民議論が積み上げられているのか疑念の念でいっぱいです。心配をしながら検証の意味を込めて、以下お尋ねいたします。

美唄市が導入しようとしているグループ制とはどんな制度なのか、導入の目的は何なのか、係制でどんな弊害が具体的にあるのか、導入前と導入後を比較した組織イメージと所属ごとの人員配置はどうなるのか、原因はど

ここに生じるのか、実質的な降格人事につながる心配はないか、庁内、労使、市民等、議論を積み上げてきたか、その経過はどうだったか、事前評価の視点でそれぞれお答えください。

次に、退職手当制度についてお尋ねいたします。１９８１年、昭和５６年に地方公務員法の一部が改正され、１９８５年、昭和６０年３月３１日から地方自治体に６０歳定年を原則とする定年制が導入され、１９年が経過しようとしています。それまでは、退職勧奨制度が定年制度の代替としてありました。勧奨制度は、定年制度実施後においてはなくなっていいものであるし、また基本的にはなくしていくべきものであると思われます。しかし、人事管理の必要性により行われる退職勧奨、つまり幹部職員に対する退職勧奨をはじめとする個別的な退職勧奨は、定年制度実施後においても行うことができると解されています。美唄市における退職手当制度は、定年制施行と同時に国に準拠し、その後市町村退職手当組合に加入し、現在に至っています。退職手当組合条例第５条の整理退職等の区分に該当する２５年以上勤続の勧奨退職は、最大退職時給料月額の６２．７カ月分の支給率となっており、さらに定年前早期退職制度により、一定の条件を満たせば勤続年数２５年以上である職員が、定年到達月の６月前までにその者の事情によらないで退職する場合は、退職手当の算定の基礎となる給料月額に１年当たり２％の加算措置をしているものと承知をしています。

そこで、伺いますが、１つはこれが勧奨退職、定年前早期退職制度の現行の仕組みと、

０３年度の実績中、普通会計における退職者のうち条例４条、５条適用職員は何人で、支給率、支給額はどうなっているか。あわせて勧奨、定年前早期退職制度に該当しなかった場合、いわゆる自己都合による退職で退職金を計算した場合の差額はどの程度になるのか。あわせて、人事当局として当該者におやめいただきたいという説得行為、事実行為があったのか、それぞれお答えください。

なお、定年前早期退職制度の拡充について質問通告しておりますが、同僚議員の質問で内容が把握をできましたので、割愛をしていただきますように、議長においてよろしくお取り計らいをいただきたいと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、財政の現状と課題について、今日の財政危機の要因についてでございますが、過去において国の経済政策に連動して公共事業を積極的に実施した結果、公債費が増大する一方、景気の低迷による市税収入の落ち込みに加え、地方交付税の減少、さらには産炭地域振興臨時措置法の失効による影響等さまざまな要因が考えられます。

なお、財政危機を招いた責任についてでございますが、地方財政は国の財政政策に大きく左右されるものでありますが、最終的な責任は私に帰するものと考えております。

なお、今後政策決定に当たりましては、事前評価を実施し、その評価結果を参考にしながら判断してまいりたいと考えております。

次に、新年度予算編成についてでございますが、初めに三位一体の改革に伴う影響につ

いてであります。地方交付税の見直しによるものとして、臨時財政対策債を含め約3億7,000万円の減、補助金負担金の削減分として保育所運営費、児童手当等により約1億円の減、また税源移譲については所得譲与税で約5,000万円の増になっているものの、交付税、補助金、税源移譲を合計いたしますと約4億2,000万円の減となる見込みで予算編成をしたところでございます。

なお、一般財源化による交付税措置の具体的内容について把握することは、難しいものと思っております。

次に、道財政立て直しプランに伴う当市の平成16年度予算に与える影響についてでございますが、医療費助成制度の見直しにおいて影響があるものと考えられ、1割負担の導入や対象年齢の拡大、さらには老人医療費の段階的年齢の引き上げにより、約900万円程度の減額となる見込みでございます。

次に、財源調整についてでございますけれども、内部管理経費の徹底した節減、事務事業見直しによる事業の重点化、人件費の見直しなどにより約6億円の節減を図ったところでございます。しかしながら、市税をはじめ地方交付税などが大幅な減少となることから、財源対策として財政調整基金ほか4基金の借入金など2億7,000万円、債務負担行為支払繰延べで1億2,300万円の措置により、収支均衡予算を確保したところでございます。

次に、市民の暮らしに与える影響についてでございますが、主なものを申し上げますと、住民票等交付手数料の引き上げ、公民館使用料の有料化、高齢者インフルエンザ接種料や各種補助金の見直し、また事業の重点化を図

るため通院バス料金助成事業、生きがい活動支援通所事業、いきいきサロン事業、東地区福祉入浴事業など事業の終了を予定しております。

また、図書館、公民館桜井分館、勤労青少年ホーム、アルテピアッツァ美唄、温水プールの開館時間について、その実態に合わせ見直しを行うことといたしております。

次に、ごみ処理行政について、最終処分場の建設についてでございますけれども、本年度は基本計画、基本設計、生活環境影響調査等を委託しており、3月中に基本計画等の策定を終えることとなっております。施設規模につきましては、面積約2万5,000平方メートル、埋立容量は約10万5,000立方メートルを想定いたしております。

また、事業費につきましては高度水処理設備を取り入れることなどとし、17年度が5億1,000万円、18年度が20億4,000万円の計25億5,000万円を見込んでおります。

発注方式につきましては、PFI事業可能性調査を行った結果、事業費の削減効果が低く、また地元企業への経済効果が期待できないことが報告をされました。これを踏まえ、庁内検討委員会で検討した結果、市としてはPFI方式は導入せず、従来方式に提案方式を取り入れた拡大性能発注方式を検討してまいりたいと考えております。

次に、家庭から排出される一般廃棄物の有料化についてでございますけれども、ごみの有料化により、ごみ処理に要する財政負担の軽減だけではなく、ごみ排出量が減少し、環境に与える負荷の軽減にもつながるものと考え

えております。実施時期につきましては、平成18年度を目途としており、料金等につきましては、ごみ処理経費や、すでに実施している自治体を参考としながら決めてまいりたいと考えております。

また、平成16年度に設置を予定しております廃棄物減量等推進審議会におきましてご審議をいただき、排出者責任の原則や負担の公平等を考慮しながら、実施してまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理広域化検討協議会の協議結果についてでございますが、1月に開催された「南空知地域ごみ処理広域化検討協議会」で、生ごみを含めた可燃ごみの広域処理開始年度を平成24年度と定め、今後、施設の設置場所や処理方式など、具体的な検討を進めることといたしております。

なお、本市としましては広域処理するまでの間、生ごみを含めた可燃ごみについては、暫定的に埋め立て処理することといたしております。

次に、入札・契約制度の改革についてであります。総合評価型入札方式についてありますが、この方式はこれまでの価格面での競争のほかに技術面での競争を促進させ、総合的な価値により、市にとって「最も有利なものをもって申し込みをした者」を落札者とすることができるという点で、高度な専門的技術を必要とする施設整備などでは効果が大きいと考えております。しかし、この方式を適用する工事の範囲が一般競争入札、または公募型指名競争入札に該当する場合とされておりますことや、市は指名競争入札を採用している現状から、総合評価型入札方式を導入

することについては、難しい面があると考えております。今後近く国から示されます地方自治体向けマニュアルや、国、道の導入の結果等に基づき、調査、研究をしてまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度の導入についてありますが、これまで「公の施設」の管理運営については、公共団体や公共的団体のほか、公共団体が2分の1以上出資する法人に限定をされておりましたが、このたびの地方自治法の改正により、管理委託できる対象が「法人その他の団体」となり、民間事業者にも管理を代行させることが可能となりました。

この制度を導入することにより、民間が持っているノウハウなどを活用し、住民サービスの向上と施設管理の効率化が図られるものと考えております。この制度の対象となる施設で、平成14年度に業務委託を行っている施設は57カ所あり、その委託料の総額は4億0,800万円となっております。市としましては、導入の効果が期待できるものは早い時期に導入したいと考えてはおりますが、各施設の管理状況や業務の性格もそれぞれ違いますので、公共施設の管理のあり方の検討関連規定の整備、さらには提案書の募集などといった作業のほか、管理を代行する業者や団体等に対して制度の周知や指導等が必要となりますので、導入までには一定の時間を要するものと考えております。

なお、この制度は法律では平成18年9月までに移行することとなっており、今後、導入のスケジュール等について全庁的に検討してまいりたいと考えております。

次に、人事行政に関連いたしまして、グル

ープ制についてでございますけれども、自立のまちづくりに向け小さな市役所を目指すため、限られた人的資源で市民のさまざまな行政ニーズに迅速、柔軟に対応できる組織体制が必要であると考えております。これまでの部・課・係といったいわゆる縦割りの組織体制では、細分化、固定化されている事務分掌にとらわれ、柔軟な対応がとりにくいという弊害があったことから、課のもとにグループを配置し、業務量に応じて時期的に調整したり、あるいは急を要する業務など、各所属の実態に合わせ柔軟にグループの編成を行えるなど、事務の効率的な処理と弾力性ある組織づくりを目指すため、グループ制を導入するものでございます。

この効果としては、新規の業務や急を要する事務を迅速に処理するための体制がとりやすいこと、課内業務の協力体制がとりやすいこと、課内異動が柔軟にでき、職員の業務に対する管理職の職場管理能力、調整機能が発揮され組織の機能が高められることなどのメリットがあると考えております。

また、このグループ制は、これまでの縦割り意識から自主的、積極的な業務への取り組みと管理者の指導力、調整力が不可欠となります。導入に当たっては、現在の体制を基本に考えていますが、いずれにしても職員がこの制度の趣旨を十分理解し、組織としての機能を高めることが何より重要でありますので、庁内ほか市民への周知についても十分配慮して取り進めてまいりたいと考えております。

最後に、勧奨退職制度についてであります。この制度は北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例及び美唄市職員勧奨退職取扱

要綱に基づき、年齢が50歳以上で、かつ20年以上の勤続期間を有する職員が病弱などにより職務の遂行が困難と認められる場合や、後進に道を譲るため退職することについて、任命権者の承認を得た場合、その勤続期間に応じて退職手当支給率の割り増し等を行うものでございます。

なお、平成15年度に25年以上勤続し、この制度によりすでに退職した職員は現在まで4名、3月31日までに退職を予定している職員が3名となっております。これらの職員に対して、市から支払われる退職金総額は1億7,035万6,000円ありますが、自己都合による退職の場合に支払われる退職金総額は1億2,918万5,000円となり、その差額は4,117万1,000円でございます。

なお、職員への勧奨行為については、要綱に基づき対応しているところでございます。

なお、入札及び契約制度の改善等については、総務部長から答弁をさせます。

●議長中西勇夫君 総務部長。

●総務部長五十嵐義昌君 入札・契約制度に関しまして、検討経過等について私から答弁させていただきます。

入札及び契約制度の改善等についてであります。平成15年度における主な制度の改善につきましては、すべての建設工事と工事に係る委託業務の予定価格を事前公表することとしたほか、工事に係る委託業務に最低制限価格を設定するとともに、退職金共済証紙貼付実績書等の提出を求めることとしたところでございます。

なお、清掃、施設管理等の業務委託につき

ましては、平成16年度から最低制限価格を設定したいと考えております。

次に、工事入札方法の件数と契約金額及び入札差額についてでございますが、

平成13年度、指名競争入札が247件、契約金額48億9,300万円で、入札差額1億4,100万円。

平成14年度、指名競争入札が206件、契約金額30億5,700万円で、入札差額は1億0,500万円。

平成15年12月末の指名競争入札が160件、契約金額25億9,700万円で、入札差額は1億1,500万円となっております。

また、他の市との落札率の比較についてでありますが、

平成13年度は、美唄市が97.21%で、岩見沢市97.93%、深川市96.88%。

平成14年度は、美唄市が96.67%で、岩見沢市92.62%、深川市97.23%。

平成15年12月末では、美唄市は95.77%で、岩見沢市86.74%、深川市90.78%となっております。

●議長中西勇夫君 18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君 それぞれご答弁をいただきました。何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

財政の問題でございます。市長は、いろんな要素があるけれども、私に最終的な責任がありますという話をされました。そのとおりだと思います。しかし、いまの状況、本当にやってられないというぐらいの激震が来たわけです。どこの自治体も、先ほども申し上げましたけれども、このような大幅な地方財政に対する国のマイナス措置というのは、予

想していなかったと思います。率直に言います。だれしも予想していなかったと思います。私もいろんなシンポジウム等出て、学者の先生方のお話を聞きましたが、ここまで地方がいじめられるということは予測できなかったと。しかし、この地方の財政運営を預かる最高責任者として、今後もこういうことが起きないとは限らない。具体的に、国の責任を所管する大臣は、地方はまだまだ絞れると、こういうお話も言明されています。交付税も、これからさらに圧縮をかけるということであります。

そこで、今回ほどこのような不慮の災害とも言える事態に備えるための財政調整基金というものの重みというのを感じた予算はなかった。私自身もそう思います。美唄も財政調整基金条例があり、地方交付税で算入されます基準財政需要額の1%を毎年積むという条例が整備をされていますが、毎年、恐らく条例できてからずっとかもしれません、積み立て停止の件ということで年度末、ことしも3月議会に提案をされているわけであります。家庭にこのことを置きかえて考えましても、苦しい中でも貯金をしていくと、このことがいざというときに役に立つと、この原点に私は返るべきじゃないかと思うんです。議会が積み立て停止の件を議決しているんだから同罪でないかと、こう言われるかもしれません。しかし、市長、よく考えますと、財政調整基金の条例にある積み立てを年度当初予算要求した実績があるんでしょうか。恐らく予算要求していないと思うんです。職員も、財政の運営をする責任者も、頭がないと思うんです。ですから、私はこの予算編成のルールの中に

予算編成から義務化していくと、法律で定められた生活保護とか人件費とかというように、こういった姿勢が大事でないでしょうか。基準財政需要額の100分の1というところと9,000万円近い額になるのかもしれませんが、幾らがいいのか私わかりません。しかし、これは積むんですよという、そういう考え方で予算編成に臨んでいくということが大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、責任システムの問題です。確かに国がバブル崩壊後の景気浮揚と称しまして、地方債をどんどん発行するように、さらに事業を多くやるように地方に押しつけました。地方も将来何とかかなるだろうということで、どんどん事業をやってきた。そして、いま美唄の地方債、標準財政規模に対する地方債の残高、この比率は2.5を超えて2.6、2.7になろうとしている。これは2%が大体危険ラインだろうと言われています。危険ラインを大きく超えている。市民1人当たり普通会計で80万円ぐらいの負債になっている。全会計入れれば150万円からの負債をしょっている。この状況を考えますと、国がやろうとしたことを素直に、率直に受けてやっていたつけが今日来ていることは間違いない。

一方で、社会資本が整備されまして、それなりの美唄の地域振興につながっているということも間違いない事実だ。だけれど、先ほど市長はご答弁の中に、いわゆる事務事業の事前評価の話がされました。政策評価をしっかりしていく、いままで以上にしていくというお話でした。ただ、だれがどういった政策判断材料を上げるんでしょうか、どんな基準で。仮に土地開発基金で、交流拠点施設にか

かわる泉源を確保のために土地を取得しましたね、土地開発基金。これは、議会の議決その他伴わないものですから、市長のご判断でされたと思います。適正な価格で、この土地は取得をされたと思います。しかし、私はわかりません。その際、最終政策判断をするときに、4千数十万円になるこの取得額がどういった客観的なデータで、土地家屋評価士等の不動産鑑定士等の鑑定があったのか、市民レベルの評価委員会等のクリアをされたのか。路線価やその他売買実例等のものを参考にし、てつくったのかという、いわばその価格が適正かどうかを判断をしてあげるのは、担当の部長じゃないでしょうか、課長なんじゃないでしょうか。市長は、そのことをチェックをして判断をしていくということになりますね。しかし、上げて最終的に市長が判断したとした場合、すべて市長の責任と、これはやってられないんじゃないでしょうか。市長を陥れようとするれば簡単に陥れる、部下職員がです。責任だけを押しつけれるという、私はそういう意味での庁内の責任システムを確立すべきでないかと。しかし、どうやったらいいかわかりません。どうやって確立したらいいのか。年度途中で退職しちゃう人もいますじゃないですか。私は、この責任システムを確立するということは、まず最終的な執行側の意思決定機関であります庁議、これは庁議は規則に定めがあります。さまざまな重要な課題、政策を方向づける会議です。これを公開してください。いわば企業であれば最高経営会議です。そこで、どなたがどんな議論をして、どういう議論のもとに最終報告が決められるのか。これ市民の皆さん、どうぞ傍聴してください

と、議会のようなわけにはいかないかもしれません。少なくとも職員の皆さんが目に触れるように、臨場感を持ってこの真剣な議論というのがどう行われているのか、この辺をオープンにしていくということが、まず私はそれぞれの責任システムにつながっていくことじゃないかと思うんです。ニセコ町はやっています。ぜひその辺のお取り組みができないだろうか。財政に関しては、以上でございます。

ごみの問題。平成13年から有料化ということを現時点で考えていると、それに向けて、市民の皆さんと共同作業を進めたいというお話でございました。これ類似他都市の状況ですが、まだ検討で、これから金額もするんでしょうが、仮に大体平均世帯、ほかでやっている美唄と同じようなところで、どのぐらい負担になるんでしょうか。その結果、それがそうなるとは別に、先例都市の実情について教えていただきたいと思います。

3つ目、入札・契約制度の問題ですが、さまざまな取り組みをいただきました。私は、前向きに評価をしたいと思います。頑張っていたと思います。さらにもう一押し、頑張っていたと思います。市長は、総合評価型入札に関して一般競争入札だし、それから指名競争に当たっても公募型に限定されていると。これは、美唄は指名競争なんだから該当にならんと、難しいということをお話されました。マニュアルもないということです。

地方分権一括法が制定をされて、自治体の条例制定、この能力が高いかどうかで、まちづくりの方向が決まると言われています。

自治体職員の差別化を図れるかというのは、そこだと言われています。国の関与というのは、法令違反のない限り関与はないと、機関委任事務が廃止をされました。自治体の主体的な条例制定ができる環境が整いつつある。私は、地方自治法施行令にそういう決める、一般競争に限定している。しかし、それは指名競争にやれないという法律ではないのです。美唄市が独自に、この入札契約に係る基本条例をつくって、その中で位置づければやれるんです。美唄市の主体性と、それから能動性、やる気さえあれば。この制度がいいものかどうかという認識をやっぱりしっかり持つことが大事ではないかと思うんです。私は、やれると思います。自立に向けた美唄のまちづくりのポイントになるんじゃないでしょうか。そういっても難しいというご答弁でしたから、ぜひひとつ前向きにご検討をいただきたい。調査、研究というのは、しないということと同じ答弁だというふうに何度も聞かされておりますので、ひとつ検討を十分していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

特に公正労働条件の確保です。これは、従来自動落札、安けりゃいいと。火葬場の落札率は、予定価格の38%でなかったでしょうか。前代未聞の落札率だった。これで職員3人雇って、この管理業務をやれるなんていう代物じゃない。ダンピングが起きている。これらをどう防ぐかというのは、この総合型入札のやり方いかんにかかっていると思うんです。価格以外に、その企業が最低賃金制度をきちっと守っているか、それから労災事故等がどういう状況なのか、雇用保険や厚生

年金等の掛金がどうなるのか。これらの労働ルールにある、そういう条件をきちっと守っているのかどうかということも、事業者の選定の1つの大きな要素にしていくと。こういうことでございますから、私もいろんな労働相談業務を長いことやっておりまして、美唄における労働環境の実態というのは、まさに厳しいものだということを身にしみてわかっています。ぜひこの総合評価型入札について、能動的にご検討されますように、重ねてご答弁をお願いしたいと思います。

指定管理者制度は、一般質問の初日、冒頭同僚議員から同趣旨の発言がございました。私も全く同じ考え方であります。特に地場産業の育成という視点で、いまのメジャーなビジネスチャンス到来ということで、保育事業に参入ということで全国展開をしている業者もあると聞いています。私は、これからの契約、公の施設の管理業務、これをどのようにしていくかという基本的柱と同様、この新しい需要がどこかのまちに持っていかれる話であっちゃいかんし、その育成ということも行政側の役割りにあるというふうに思いますから、ぜひこの点、今後進めるに当たっての留意事項としてお取り組みいただければというふうに考えています。特にこの点のご答弁は結構でございます。

次、人事行政ですが、グループ制、課・係制というのは開闢以来ずっと続いているんじゃないでしょうか。それが係がなくなる、係長がなくなると、これは言ってしまうとそれだけのことなのかもしれませんが、組織機構の美唄の歴史上、やっぱり大転換、大変革、大改革じゃないんでしょうか。私は、先ほど

細々と検証の意味を込めてどういう取り組みをしているのか、どういう準備をしているのかということをお尋ねをしました。細かな答弁はなかった。恐らく余り準備していないんじゃないだろうかとというあかしじゃないかと。準備していれば、恐らく市長は胸を張ってこうもやっている、ああもやっている、庁内の合意形成はオーケーだ、みんなやる気満々だと、こう答えたはずですよ。労使議論もゼロに近い議論じゃないんでしょうか。私は、到底4月1日は無理だと思います。朝令暮改、もうこれ許される時代になりましたので、この辺は慎重の上にも慎重にやっていただきたい。繰り返しますが、これは否定をしません、私は。しかし、どんな改革も十分な討論、それとかかわる職員がイメージとしてこういうものになるというものをまず持って、自分の仕事こうなるなと、そういうものを持ってからなきゃ、それもオープンな議論ですよ、全体のものにならないし、いいことをやろうとしても全くマイナス効果しか出ないと思います。緊急を要するものほど焦っちゃいけない。これは、三重県の前の知事の北川さんのお話、言葉です。緊急を要するというのはわかる、しかし焦ってやっちゃだめだと思う。先ほど言いました指定管理者制度の問題もそうなんです、すべての業務委託が大きく変わる。それを一部担当課だけで議論をして、マニュアルをつくって流して、そして聞きなさいじゃだめなんです。自分のこととして全体認識をして、いや、これはやっぱりやろうよと、そういう状況になるまでやっちゃいけない。私は、本当に心からそう思います。ぜひ再考をお願いしたいと思います。ちょっとやそ

っとじゃ引かないつもりでいま議論をしていますので、ぜひ慎重な対応をお願いできればというふうに思っております。

退職金のことですが、市長も道職員を退職されて市長選挙に打って出られた。市長は、加算退職とか勧奨退職とかいただいてきたんでしょうか。自己都合というふうに聞いています。これは、身近なところにも具体的な例がございますが、私は勧奨というのは、勧奨の事実行為、肩たたきですね、後進に道を譲るから勧奨というというふうに思っていたんです。ただ、ご自分の都合で退職制度についてお尋ねをしたいと、こういう制度がありますと。よし、それじゃそういうつもりなら勧奨しようかというのあるかもしれない。これは、本来的ではないかもしれない。納得ずくめの勧奨です。ただ、やはりこれから市長、先ほども質問ございましたが、100人の職員を平成32年まで減員をしていくと、そうするとベースには人事管理というものがなきゃだめですね、人事政策。先ほどのアウトソーシング論もそうですが、その際私1月末にやめますとか、2月1日にやめますとか、それで人事管理ができるのでしょうか。その後業務に支障は出てこないのでしょうか。勧奨制度には、市長選挙に出るからやめるというのはないと思うんですが、そのときはそうだったが、やめた後出たくなると、これはあるかもしれない、それはあるかもしれない。いまのルールに従って、退職要綱に従って退職手続きをした、退職金を支払ったと、このことはそうでなかったら大変なことになりますから、そのことはそのとおりなんでしょう。しかし、今後これらの職員の退職制度を考えるに当た

って、先ほど来から出ていました定年前早期退職制度の拡充の問題もこれありで、やはり基本は原点に返って、そして人事政策上どうするか、あわせて職員の待遇上どうするか。やっぱりオープンな議論をしながら原点に返って運用していくということが大事でないでしょうか。自己都合退職と勧奨退職、5条退職じゃ、人によっちゃ900万円とか1,000万円も違うんです。だから、ここのところをぜひそういう、私も何言っているかちょっと締まりが悪い質問になってしまいますけれども、今後の運用に当たって、ひとつ知恵を絞る時期ではないかと思いますが、その点ご答弁いただければと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 紫藤議員の再質問にお答えいたします。

初めに、財政に関連いたしまして財政調整基金についてでございますが、条例で地方交付税の算定に用いられる基準財政需要額の100分の1を下回らない額を積み立てすることとなっております。しかしながら、現在の財政状況において積み立てすることが難しいことから、議会の議決を得て停止をしているところでございます。今後におきましては、年度間の財源の不均衡を調整する積立金という財政調整基金の性格を基本に据えまして、1日も早く財政環境が整うよう行財政改革に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、政策決定について、庁内の責任システムに関連してでございますけれども、多様化する、また複雑化する市民ニーズや行政課題に適切に対応して的確な政策の選択を行い、

総合的な政策づくりを進めるために重要課題等について協議する政策会議、そして施策等に関する部局間の協議調整する企画調整会議を経て、最終的に全庁的な意思決定の機関でございます庁議を開催し、決定、審議をすることとなっております。今後におきましても、このシステムに則して政策決定を推進してまいりたいと考えております。

なお、庁議の公開ということのお話ございましたけれども、従前はその結果について部長職から所属職員に知らせておりましたが、新年度から案件結果について庁内LANを通じて職員全体に周知徹底をしていくことといたしているところでございます。

次に、一般廃棄物の有料化についてでございますけれども、管内ですでに実施しております自治体では、住民負担額をごみ処理経費の25%程度を見込んでおり、1世帯当たり年間約1万円となっております。

また、住民の合意形成につきましては、先ほども申し上げましたけれども、廃棄物減量等推進審議会で十分ご審議をいただき、住民説明会を開催するなど、市民の皆様にご理解とご協力をお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、総合評価型入札制度についてでございますけれども、この導入について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、人事行政に関連いたしまして、グループ制の導入についてでございますけれども、新たな組織体制に移行するためには、職員が当然この制度の目的と効果を理解しなければ、本来の目的が達成されないのは言うまでもござ

いけません。

近年従来型の組織体制からグループ制であるとか、あるいはスタッフ制に移行している自治体が多くなり、それぞれが抱える従来型の行政組織の弊害をなくしていこうという動きが出ております。導入に当たりましては、その前の段階として昨年総務部、教育委員会、水道部、消防、監査事務局の職員で行政組織検討会を設けまして、グループ制の導入について検討するとともに、各部の代表課を通じ、グループ制の考え方を説明してまいりました。

なお、この制度が十分機能し、スムーズに移行できるよう4月から一部試行を行ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に、勤奨退職制度のあり方についてでございますけれども、勤奨退職制度の趣旨に基づき運用してまいりたいと考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

7番土井敏興君。

●7番土井敏興君（登壇） 平成16年第1回市議会定例会に当たり、私は大綱2点につきまして、市長並びに農業委員会会長にお尋ねいたします。

まず、大綱1点目であります。昨今ますます深刻化しているのが、主に高齢者を対象にして電話で息子や孫、親戚を語って指定した口座に金銭を振り込ませるという極めて卑劣で悪質な事件が多発していることですが、いわゆる「おれおれ詐欺」と呼ばれているものであります。その「おれおれ詐欺」については、昨年1年間で全国では約6,500件にも上り、その被害額も43億円を超えているとのことであり、道内においても20

0 件以上と言われ、同じく被害は1 億4,000 万円近くにも達していると聞き及んでおります。殊に最近の手口もますます巧妙になり、グループ化を図り詐欺から恐喝に発展するケースも出ているようであります。この種の犯罪は、犯人の特定が難しく、なかなか逮捕に至らないのが現状とも聞いております。しかしながら、この種のニュースを見聞きするたびに、家族を心配するお年寄りの心理につけ込んだ犯行であり、そのお年寄りがこつこつためた老後のお金をねらう犯罪は、極めて悪質であり、到底許されるものではありません。よって、美唄市におきましても「おれおれ詐欺」について、広報紙メロディーの昨年10 月号に掲載されていたことを記憶しているところではありますが、美唄市における昨年からことしにかけての被害及び相談件数の状況、またこれらの犯行の手口及び被害に遭わないための手だてはどのようにすればよいのか。さらには、未然に防止する観点から、今後市民に対してどのような啓発及び啓蒙を図る考えをお持ちか、お聞かせいただきたく思います。

「おれおれ詐欺」と同様に、パソコン、携帯電話の急速な普及により、いわゆるサイト系犯罪と呼ばれ、電子メールなどで出会い系サイトやアダルトコンテンツなどの利用代金として法外な料金を請求されたというような相談が急増し、昨年度内においても3 万3,000 件くらい寄せられているとのことでもあります。中には、全く身に覚えのない不正な請求が送られてくるなど、いずれの場合も一般的に民事裁判手続きに関する知識不足や、自宅に来る調査料などと称する上乗せに対する

恐怖心、ここをつき前段の「おれおれ詐欺」同様に指定した口座に振り込ませたり、最近では電信為替での送金を要求するケースが増加しているとのことでもあります。これにつきましても同様に伺いをいたします。

次に、大綱2 点目の農業行政についてありますが、農業を取り巻く情勢につきましても、WTO、FTAはもとより環境保全あるいは生命、生活の安全、安心確保などの見地からも、国際的に極めて多様な論議がされ、しかもその内容も世界各国の思惑と国益が絡み複雑多岐にわたっており、いずれも我が国にとって予断を許さぬ状況にあると言えます。隣国の中国においても、著しい経済成長を遂げているにもかかわらず、18 年ぶりに農業問題を政策の柱に据えるなど、ここにきて改めて世界各国が農業を基軸とした国策の新たな展開を図っていこうとする意図が見え隠れしていることがうかがえます。そうした中、我が国においてもおくれればせながら、食、環境、安全、担い手対策という観点から、与野党が日本農業再生を前面に出して積極的に論議されるようになり、それにつれて国民の関心も高まりつつあるところではありますが、以下、項目に従いまして伺いをいたします。

まず最初に、遺伝子組み換え作物についてありますが、昨年の第2 回定例会におきまして同僚議員のお尋ねに対し、本市では遺伝子組み換え作物の栽培は行われていないとのことでありましたが、消費者が安全な農作物を選ぶ権利を守り、いわば消費者に軸足を置き、さらには環境重視による本道農産物の信頼をより高めていくため、先日北海道は遺伝子組み換え作物の屋外栽培を規制するガイド

ラインを決めたとのことであり、さらにはまだ仮称のようではありますが、食に関する条例を制定すべく精力的に検討されているとも聞き及んでおります。

また、道の消費生活モニターを対象とした調査においては6割を超える人が、全国の消費者を対象とした調査でも約8割の人が懸念や不安を抱いているという結果が出ているようでもあります。しかるに、本市は農業を基幹産業の柱とし、数多くの消費者に主要な農産物を供給する立場にあることからして、決して無関心ではいられないと考えます。つきましては、消費者に対する安全、安心や環境への配慮などの視点からも、これらをどのようにとらえ、今後どう対応されるお考えかお伺いをいたします。

次に、高病原性鳥インフルエンザ問題についてであります。本年1月に山口県の養鶏場で発生が確認されてから西日本を中心に猛威を振るっており、深刻な状況を招いております。

また、アジア諸国においては人への感染例も報告され、中には死に至っている事例も伝えられております。高病原性鳥インフルエンザは、どのような病気でどういう特徴を持っているのか、お聞きをいたしたいと思っております。

直近の報道によりますと、京都府においては死亡したハシブトガラスからA型ウイルスの検出の報告や、札幌市においては鶏の死骸などが入った段ボール箱を飼育者が捨てたと思われる事件などが発生しているようであります。まだ幸いにして本道や本市への深刻な影響はないようではありますが、そうした中、市内における鳥類の飼育状況についてや、一

般家庭における観賞用も含め、実態はどのようなになっているのか。感染源が特定されないなど、情報が錯綜している現状を踏まえ、受け取る側もむやみに恐れたりせず、冷静に、しかも正確に受け取らなければならないと考えますが、今後市民に対してどのように周知し、対応されるおつもりかお伺いをいたします。

続きまして、米政策改革における地域水田農業ビジョンの策定・実践についてであります。16年度から18年度を水田農業構造改革の第1ステップとして、やる気と能力のある担い手の経営改善を進め、競争力のあるプロフェッショナル農業経営体の基盤確立をねらいとしているところです。その主体を当該地域に預け、創意と工夫により産地づくり対策を明確にして、認定農業者に焦点を絞り、担い手を中心として将来を見据えた構造改革を推進することとしていよいよスタートすることとなり、各農協においても現在最終的な調整の局面を迎えているところと思いますが、行政と各農協等で検討し、策定したビジョンの中において、安定的な所得確保を図る面からそれぞれ振興作物を掲げ取り組むとされておりますが、その主な動きについてと、今回構築されたビジョンを実践することによりどのような効果が期待できるのか、また本市として今後どのように対応していくのか、その考えをお伺いいたします。

北海道も21世紀における北海道農業、農村の将来像の実現に向けて施策の重点的な柱として、これもまだ仮称のようではありますが、北海道農業・農村再生プログラムを策定中であり、新年度からの実施に移すようでありま

す。聞くところによりますと、

1 つには、消費者の信頼にこたえる食の供給、

2 つ目に、本道の豊かな自然と調和し、環境を保全する農業生産、

3 つ目には、多様な人々が加わる農業生産、

4 点目として、地域経済を支える持続的な農業生産と豊かな農村社会、

いわゆる食、環境、人、地域、この4つをキーワードに行動を起こすこととされ、いわば北海道農業の本当の底力が試されることとなりそうであります。まさにさきにお尋ねしました米政策改革大綱による水田農業ビジョンにもありますが、将来のあるべき地域農業の姿を描き、本市の9,500ヘクタールの広大な農地のさらなる有効利用を積極的に推進していく上で、よりきめ細かな施策のもとでの認定農業者の育成や担い手後継者育成対策は不可欠であります。よって、本市としてはどのようなお考えで進めようとしているのか。

また、農業委員会においては、認定農業者の育成や担い手後継者育成対策について、農業者の代表が中心であり、農業者の目線に近い委員の方々がどのような議論をされてきたのか。

さらに、これらの対策を進展させていく上で、認定農業者や担い手後継者が安心して農業経営に専念できる、その母体となる農地の確保について、つまり農地の利用集積にかかわっては、農業の形態が極めて複雑化しつつある中で、地域の実情及び農業者個々の内情に精通している農業委員を中心とした農業委員会の果たしている役割りは極めて大きいも

のと思われますが、その認識とお考えについて、市長並びに農業委員会会長にそれぞれ伺いをいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 土井議員の質問にお答えします。

初めに、悪質詐欺及びサイト系犯罪についてでございますが、最近の悪質詐欺の代表的な「おれおれ詐欺」は、肉親と思い込ませて現金を振り込ませようとするもので、平成15年4月から本年1月末までに美唄警察署に届け出がなされたのが14件、消費者協会に相談されたのが1件ありましたが、いずれも被害は発生していないとお聞きをしております。

サイト系詐欺につきましては、利用料など身に覚えのない請求等がされるもので、警察に44件、消費者協会に33件相談があったというふうに承知をいたしております。

警察では、被害に遭わないため、「おれおれ詐欺」には「相手の名前を名乗らせる」、「電話を切り改めて電話で確認するよう」パンフレット等により注意を促しております。

また、サイト系には一切連絡をとらないようにし、すぐに警察等に相談するよう指導をしております。

市といたしましては、広報紙により注意を促してまいりますとともに、引き続き警察・消費者協会・防犯協会・金融協会などの関係機関・団体との連携を図りながら未然防止に努めてまいります。

次に、農業行政について遺伝子組み換え作物の栽培についてでございますが、道は遺伝子組み換えなどバイオテクノロジーの研究開

発は、将来的な本道農業の振興に有用であり、積極的に進めることが必要であるとされております。しかし、道民をはじめ全国の消費者が遺伝子組み換え食品に強い不安を抱いており、また遺伝子組み換え作物の花粉が飛散することによる一般作物の交雑が懸念されること、さらに道産食品に対する風評被害や本道農業の著しいイメージダウンにつながるおそれがあるとの基本認識のもとに、当面の対応方針として屋外ほ場における遺伝子組み換え作物の栽培に関するガイドラインを定め、栽培規制の条例化に向けて検討を進めております。

市といたしましても、道と同様の認識であり、屋外ほ場での遺伝子組み換え作物の栽培については規制する必要があると考えていることから、道に対し早期に条例化するよう要請してまいりたいと考えております。

次に、鳥インフルエンザについてでございますけれども、ことしに入って国内で79年ぶりの発生が山口県で確認され、さらに大分県、京都府と発生が続いているところでございます。今回確認された高病原性鳥インフルエンザは、鶏、七面鳥、ウズラ等の鳥類が感染すると神経症状、呼吸器症状等があらわれ、大量の死亡につながる病気であると言われております。本市では、鶏900羽が飼育されていることを確認いたしておりますが、愛玩用も含め、その他の鳥類の飼育状況については把握をいたしておりません。

なお、鶏の飼育者に対しては、家畜保健衛生所が作成したリーフレットを配布し、防疫対策を指導しているところですが、そのほかの飼育者に対しては広報メロディー4月号で

鳥インフルエンザに関する注意事項をお知らせし、あわせて野鳥との接触の可能性がある屋外での鳥類の飼育者に情報提供を呼びかけ、飼育実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域水田農業ビジョンの振興作物についてでございますけれども、各農協では、現在グリーンアスパラ、カボチャ、ニンジンなどの野菜を地域の振興作物として選定したところでありますが、これらの作物が定着することにより、経営基盤の強化や経営の安定につながるものと期待をいたしているところでございます。

次に、主な振興作物の作付動向についてでございますけれども、各農協で実施した作付意向調査によりますと、美唄市農協ではグリーンアスパラが33ヘクタールと前年に比べ10ヘクタールの増、峰延農協ではカボチャが2.8ヘクタールと前年に比べ1.5ヘクタールの増、いわみざわ農協ではニンジンが1.8ヘクタールと前年に比べ1.7ヘクタールの増となっております。市といたしましては、これら作物の定着に向けて関係機関・団体と一体となって栽培技術の平準化や生産組織の育成などに取り組み、消費者に信頼される産地の確立に努めてまいりたいと考えております。

最後に認定農業者の育成についてでございますけれども、各農協が策定中の地域水田農業ビジョンでは、認定農業者を地域農業の担い手として位置づけており、1人でも多くの認定農業者を育成していかなければならないと考えております。このため、農業経営改善支援センターの構成機関・団体とともに、認

定農業者協議会と連携をし、スペシャリスト講習会、簿記講習会などを開催するほか、新年度からは農業経営改善計画の進捗状況を確認し、個別の指導・助言を通じて認定農業者を育成していくことといたしております。

次に、後継者対策についてでございますけれども、農業振興基金を活用し、海外研修など農業後継者の取り組みに対し支援をするとともに、法人化に向けた研修などにも基金が活用できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、農地の利用集積についてでございますが、高齢化や兼業化が進行し、担い手の減少など、各般にわたる問題がある中で、農業委員会においては地域農業者の意向や情報等をもとに、認定農業者等の担い手に農地の利用集積をするなど、農地流動化のための取り組みを積極的に行っているところでございます。

●議長中西勇夫君 農業委員会会長。

●農業委員会会長西舘隆志君（登壇） 土井議員の質問にお答えいたします。

認定農業者担い手育成、後継者育成に対する農業委員会の中での論議であります。農業委員会としましては、認定農業者と担い手後継者対策は重要な課題だとし、毎年行っている建議において提言をしているところであります。認定農業者に重きを置き、国の施策に対応するため、これらの経営体が組織づくりをして強化すること、担い手の育成、確保のための支援策、担い手後継者に対する法人化組織づくり、指導窓口の充実など、経営安定のための支援対策が必要であることが論議され、建議において取り上げているところで

あります。基本的には、行政と連携をとりながら農業行政の推進に努めているところであります。

次に、農用地の利用集積につきましては、平成14年度実績で152件、面積にして494ヘクタールであり、過去5年間の平均につきましても年間150件程度となっているところであります。この利用調整につきましては、地域の実情に詳しい農業委員が農用地の出し手、受け手の意向をもとに、計画的かつ効率的に結びつけを行い、経営規模の拡大を希望する認定農業者や担い手後継者に対して円滑な農用地の利用調整活動を行っているところであります。

また、昨年美唄市水田農業推進協議会が行った農業経営状況調査におきまして、今後予想される農用地の流動化は、高齢化、後継者がいないなどの理由による農用地の出し手は144人、面積にして526ヘクタールになっております。平成16年度から実施される米政策改革大綱による地域水田農業ビジョンに示されているように、さらに農用地の集積の推進を図っていかねばならないと考えております。このような状況から、農業委員会としての職責を重く受けとめ、今後とも担い手農業者へ農用地の利用調整を積極的に進めていかねばならないと認識しているところであります。

●議長中西勇夫君 7番土井敏興君。

●7番土井敏興君 それでは、自席から再質問させていただきたいと思っております。

ただいまは、市長並びに農業委員会会長よりお答えをいただいたところでありますけれども、1点だけ伺いをいたしたいと思いま

す。

多様化する農業形態の中、認定農業者等の担い手に農地の利用集積が滞りなく推進されていることは、農業委員会の精力的な活動の成果によるところが大きいとのことでありましたけれども、そうした成果によりまして、目指す方向に歩みを進めているとはいいいまでも、各経営者の高齢化が進み、したがって担い手への集積というものがより加速することが予測されることや、さらには経営規模は進んでいるものの、分散しているほ場の集約化に向けて農業者の意向に沿った流動化を図っていかねばならないというふうに考えております。全国的には、農協を軸にしながら農地保有合理化組合を設置し、農業委員会と連携を図りながら、優良農地の確保や活用に指導力を発揮しているところもあるようでありますけれども、残念ながら本市においてはまだそのような段階には至っていないようであります。こうしたことから、米政策の改革など現場での農業情勢も転換期を迎え、農業委員会の果たす役割りは地域農業の振興にとどまらず、地域社会全体の発展においてもその存在はさらに重要になってくる、そのように認識しておりますし、また同時に農業委員が果たしている事務事業量というものは、以前よりも相当増加しているものと私は考えているところであります。

本市の自立に伴うまちづくりの地区懇談会におきまして、たしか昨年11月15日の東福社会館においてと思いますけれども、農業委員の定数についても触れておられましたが、これは単に自立に向けた財政の上に立った考え方で述べられたのか、それともその時点に

おいて、いま私が申し上げましたことなどを含めて、総合的にご判断をされた上で申されたのか、この点につきまして、市長よりいま1度お聞かせをいただきたいと思います。

農業委員会改正法案が今国会に提出されておりますけれども、その中には活動や組織の改革もさることながら、農業委員会活動の重点化や市町村の裁量を拡大することも盛り込まれております。農業委員会は、農業者の利益代表でもあり、また現場を踏まえた農業者の生の声を反映しつつ、BSE問題や無登録農薬問題などによる消費者の安全志向の高まりというものは、日本農業への認識や自給率の向上を図る、いまは追い風にもなっております。食の生産基盤である良質な農地をしっかりと守り、地域社会全体、あるいは国民全体に貢献していることをより理解をしてもらえる努力も必要と思います。よって、定数の問題も含め、あるべき姿を求め、どのようにとらえて進めていくお考えか、農業委員会会長にお伺いをいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 土井議員の再質問にお答えいたします。

農業委員の定数についてでございますけれども、現在の定数は選挙で選ばれる委員が20名、学識経験者など選任をする委員が5名、合計25名となっておりますが、自立のシナリオの財政シミュレーションにおいては、改選期ごとに2名ずつ減少することとし、平成26年度において定数を17名と見込んだところでございます。今後農業委員会と十分に協議をさせていただきたいと考えています。

●議長中西勇夫君 農業委員会会長。

●農業委員会会長西舘隆志君 土井議員の再質問にお答えいたします。

農業委員の役割りと定数についてであります。農業委員会は農業者の公的な代表組織として地域農業の実態を把握し、地域ごとの課題を踏まえ、農地利用と担い手確保対策を軸とした地域農業振興のため、活動を積極的に推進していかなければならない役割りがございます。

定数につきましては、市町村合併問題におけるまちづくり地区懇談会で話し合われたことや、自立のシナリオで示されていること、そして市が自立の道を選択したこと、さらには農業委員会制度をめぐる情勢を考慮しつつ、地域に精通している農業委員がそれぞれの地域を担当し、農業者の世話役的な活動をしていることや、ことしからは米政策改革に向けて地域水田農業ビジョンの推進に伴い、今後認定農業者、農業法人など、多様な担い手へ農地の利用調整活動の一層の強化に努めなければならないことや、また高齢化、後継者不足など農業を取り巻く情勢が多岐にわたっている中であって、業務量が増加する傾向にありますことを考え合わせまして、現在農業委員会の定数を含めた農業委員会組織のあり方について検討をしているところであります。難しい状況下であり、農業者との信頼関係を損なわないよう農業者の声を聞き、また関係機関との連携を図りながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 0時59分 開議

●議長中西勇夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番白木優志君。

●4番白木優志君（登壇） 平成16年第1回定例市議会に当たり、私は大綱2点を市長に質問いたします。

大綱の1点目は、農業行政についてであります。その1つ目は、米政策改革が本年度から施行されるわけですが、この大綱は水田農業の本来あるべき姿を平成22年度まで達成することを目指したものと私は認識しているが、昨年12月の定例市議会において、私は本市の水田農業の担い手が将来どのような経営体になっていくのか、市長にお伺いしたところでございます。そこで、私は本市の水田における今後の産地づくりに対する振興作物の育成についてと、美唄市内各農協ごとの振興作物は何なのか、また米を含む振興作物を市としてどのように振興していこうとしているのかお伺いいたします。

2つ目は、宮島沼周辺の小麦の食害対策についてであります。この食害対策事業は、平成14年度に要綱化され、ニットポール等の防除資材の貸与などで、水鳥の食害に対する有効な防除経過がいまのところ得られていることは、私も認識しています。4月から米政策改革がスタートすることに伴い、食害対策事業の補てん事業の内容も変わると思うが、どのような制度のもとに対応していくのかお伺いいたします。

3つ目は、いま日本で鳥インフルエンザが

発生し、国民に健康不安、また養鶏業者、経営業者等に大きな被害を与えています。昨日京都府において、大変懸念されていた野鳥に感染されているのが確認されました。本市においても、宮島沼で発生したときのことを考えると、その生態系に与える影響、また本市のイメージダウン等に与える影響ははかり知れないものがあります。鳥インフルエンザをはじめＢＳＥ、口蹄疫等の重大な家畜等の伝染病は、本市または近隣市町村で発生の確認が想定されるわけです。このため本市として、こうした万が一の事態に備え、鳥インフルエンザなど重大な家畜等の伝染病に対する対応マニュアルを整備しておく必要があると思うが、どのように考えるかお伺いいたします。

大綱２点目は、宮島沼についてであります。その１つ目は、本年度より観察センター等の建設に向け調査費が計上され、建設に大きく前進したところであります。今後建設に向け、市民、ボランティア活動団体と十分に協議されることを私は望むところでございます。今後の宮島沼周辺及び観察センター整備が、市として現在環境省にどのような内容の施設を整備してもらい、どのように活用していこうと考えているのかお伺いいたします。

２つ目は、宮島沼に飛来する水鳥、野鳥たちが健康で安心して羽を休める場として良質な湿地保護、良質な水質環境を保っていかねばならないことは、私は当然と考えているところですが、しかし残念ながら近年宮島沼の水質が悪化しており、宮島沼及び周辺の生物への生態系の影響が心配されます。平成１６年度に水質調査を行うようですが、どのような目的でどのような内容の調査を行うの

かお伺いします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 白木議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、地域水田農業ビジョンにおける振興作物についてでございますが、美唄市農協ではグリーンアスパラやトマトなど１０品目、峰延農協ではカボチャ、メロンなど４品目、いわみざわ農協ではニンジンなどの６品目を振興作物として生産振興していくこととしております。

次に、作物の振興についてでございますが、美唄市農協では雪冷房を活用した「雪蔵工房米」を、峰延農協では畦畔ハーブをいかした「香りの畦みちハーブ米」を、いわみざわ農協では低たんぱく米の「情熱米」を地域ブランド米として確立していくなど、各農協とも米を基本としており、これを補完する形でグリーンアスパラ、ニンジンなどを振興し、経営の安定を図ることといたしております。市といたしましては、関係機関・団体と一体となって栽培技術の平準化や生産組織の育成などに取り組み、「売れる米づくり」と野菜などの産地づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、水鳥における食害対策についてでございますが、市が平成１４年度から実施しております「小麦食害対策事業」は、食害で小麦を廃耕し、ほかの作物に転作をした場合、「水田農業経営確立対策」の助成金などの差額に対して、補助金を交付する内容としておりますが、平成１６年度から始まる「水田農業構造改革対策」の産地づくり交付金の扱いについても、これまでと同様に小麦を廃耕し、

他の作物に転作した場合に補助する方向で検討しており、具体的な交付要件については、各農協が策定中の「地域水田農業ビジョン」の産地づくり交付金の内容をもとに設定をしてまいりたいと考えております。

次に、家畜伝染病に関する対応マニュアルについてでございますが、道は口蹄疫の発生の経験を踏まえ、「口蹄疫防疫マニュアル」を作成しており、このマニュアルをほかの家畜伝染病でも応用する考えであります。

この中に、市町村が対応すべき内容、たとえばいつの時点で対策本部を設置するのか、また蔓延防止措置や通行制限等をどうやっていくのかなどが記載されていることから、万が一鳥インフルエンザなどが当市において発見された場合においても、このマニュアルに沿って対応できるものと考えており、市が独自でマニュアルを作成することは考えていないところでございます。

次に、宮島沼について、施設整備についてでございますが、環境省では近く宮島沼の施設整備に関し、基本構想を策定することとしております。

市といたしましては、野鳥等の観察、研究、情報提供、環境学習支援、ボランティア活動支援、地域の農産品の加工等研究支援などの機能を持つ施設のほか、木道及び観察小屋の設置を環境省に要望いたしております。いずれにいたしましても、ただいま議員からご指摘がありましたが、整備内容や活用の仕方に関して、地域の意向が十分反映されるよう環境省と協議を進めてまいりたいと考えております。

最後に、水質調査についてでございますが、

宮島沼の水質に関しては、夏の高温期にアオコが発生するなど悪化の傾向が見られており、沼の植生や野鳥などへの影響が懸念をされております。このため、平成16年度から定期的な水質検査を行うこととし、北海道環境科学研究センターから技術的な指導を受けながら、水素イオン濃度や化学的酸素要求量などの項目について調査することといたしております。今後この調査結果に基づき、関係機関に必要な改善措置について要望してまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。
本日はこれをもって延会いたします。

午後1時10分 延会